

事 務 連 絡
令和 7 年 11 月 10 日

任意継続組合員 各位

文部科学省共済組合琉球大学支部

「マイナ保険証及び資格確認書（カード）の取扱い等について」（周知）

標記の件について、従来の健康保険証の経過措置期間が本年 12 月 1 日までとなることに伴い、別添のと通りの取扱いとなります。

ついては、周知内容をご確認うえ、ご対応いただきますようお願いいたします。

担当：総務部職員課共済係

内線：2062・8064

E-mail：jnkvousai@acs.u-ryukyu.ac.jp

任意継続組合員 及び
琉球大学共済組合員の皆様へ

【マイナ保険証及び資格確認書等の取扱いについて】

※旧組合員証のご利用は令和7年12月1日(月)迄です※

従来の健康保険証の経過措置期間は令和7年12月1日(月)までとなっており、令和7年12月2日以降はマイナ保険証または資格確認書にて、医療機関等を受診する必要があります。

これに伴い、マイナンバーカードと健康保険証の紐づけがされていない方(マイナ保険証を持っていない方)に対して、資格確認書(カード)が発行されます。

ついては、所属担当部署より通知があり次第、資格確認書(カード)をお受取りください。

なお、すでにマイナンバーカードと健康保険証の紐づけがされている方は、マイナ保険証保持者であるため、資格確認書(カード)は発行されません。

また、現在発行中の旧組合員証の回収は行いません。有効期限切れとなった組合員証は「各自で細断等を行い、使用できない状態にして破棄」して頂くようお願いいたします。

【留意事項】

- ①現在発行中の組合員証は、令和7年12月1日(月)まで利用可能
- ②令和7年12月2日以降は、マイナ保険証または資格確認書にて医療機関等を受診
- ③マイナ保険証がない(マイナンバーカードと健康保険証を紐づけしていない)方は、資格確認書カードが発行される
- ④マイナ保険証がある(マイナンバーカードと健康保険証を紐づけしている)方は、資格確認書カードは発行されない
- ⑤資格確認書カードの発行対象者は、受け取り時に整理簿へ押印が必要
- ⑥旧組合員証は返却不要(各自で細断等を行い、使用できない状態にして破棄する)
- ⑦マイナ保険証の利用登録解除をしたい場合は、別途手続きが必要(解除完了まで1～2カ月要する) <https://pws.skr.u-ryukyu.ac.jp/pws/index.php/mutualaid/>

【関連サイト】

- ◆マイナ保険証クイックガイド <https://www.mhlw.go.jp/content/10200000/001586921.pdf>
- ◆マイナ保険証の利用方法 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_40391.html
- ◆資格確認書について https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_45470.html

〈本件担当〉

総務部 職員課共済係

e-mail jnkyouasai@acs.u-ryukyu.ac.jp

電話 098-895・-8064 (内線 2062)